



3 江 監 第 5 2 8 号
令和 3 年 1 1 月 1 5 日

江 東 区 長 殿

江東区監査委員	松 土 英 男
同	藏 田 朝 彦
同	佐 藤 信 夫
同	甚 野 ゆずる

令和 3 年度第 2 回定期財務監査の結果について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 項及び第 4 項、江東区監査基準（令和 2 年 4 月 1 日江東区監査委員訓令甲第 1 号）第 1 条及び第 2 条第 1 項第 1 号に基づいて行った監査の結果を、同法第 1 9 9 条第 9 項、同基準第 1 4 条第 1 項及び第 2 項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和3年度第2回定期財務監査報告書

第1 監査の範囲

1 監査の対象事項

- (1) 令和2年度一般会計
- (2) 令和2年度国民健康保険会計
- (3) 令和2年度介護保険会計
- (4) 令和2年度後期高齢者医療会計
- (5) 内部統制に関する事項

2 監査の対象部（局・室・所）

政策経営部、オリンピック・パラリンピック推進室、総務部、危機管理室、地域振興部、区民部、福祉部、障害福祉部、生活支援部、健康部（保健所）、こども未来部、環境清掃部、都市整備部、土木部、会計管理室、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、区議会事務局、監査事務局

3 監査の実施期日

令和3年6月2日から同年8月2日までの計41日間

第2 監査の手続

令和2年度各会計歳入歳出予算の執行状況についての資料を対象部（局・室・所）から求め、監査当日は、関係職員の説明を聴取しつつ、関係書類及び帳簿との照査突合等、必要と認める監査を実施した。今年度は、水辺と緑の事務所、環境学習情報館及び深川南部保健相談所の現地視察を行った。

監査対象工事については、工事概要調書及び工事工程表等の資料を併せて求め、監査当日は、工事概要等の説明、質疑応答等を行った後、各工事現場で説明を聴取しつつ、関係書類との照査突合等、必要と認める監査を実施した。今年度は、江東区新大橋地区集会所改修工事、東大島駅前道路改修工事、臨海公園改修工事、江東区立東川小学校校舎増築その他改修工事について、各現場視察を行った。

また、内部統制に関する事項として、令和元年度に実施した行政監査「財務事務に係る内部統制の現状と課題について」及びその後の定期財務監査の報告書において課題として言及した事項について、政策経営部（行政管理担当）、総務部（職員課）及び会計管理室を対象として、書面及び聞き取りによる監査を実施した。

第3 監査の主眼点

財務事務に関しては予算の執行、収入、支出、契約等が、工事に関しては設計、積算、契約、施工、検査等が、適正かつ効率的に行われているかどうかについて監査を実施した。

なお、今年度は、現金取扱事務（現金出納簿の整理等）を重点監査項目として監査を実施した。

また、内部統制に関する事項については、令和元年度行政監査及びその後の定期財務監査報告書において言及した課題等に対する取組み状況を把握することを主眼に、監査を実施した。

第4 監査の結果

財務事務全般にわたり、法令等に従い、おおむね適正かつ効率的に執行又は処理されていると認められたが、一部において別項指摘事項のような事実が認められたので、意見を付す。

なお、監査の際に散見された事務上の軽微な誤りについては、関係各課に対し、口頭で改善を促した。

また、内部統制に関する事項については、今後の取組み等について別項で意見を付す。

第5 指摘事項（生活支援部医療保険課）

医療保険課の窓口においては、国民健康保険料納付証明書、国民健康保険資格状況証明書等を日常的に交付し、交付手数料を受領している。

本監査において、同手数料にかかる現金出納簿、領収書控、収入日計表等の関係書類を点検するとともに、職員からの聞き取りを行ったところ、以下のような不適切な会計処理が確認された。

- (1) 職員が令和3年2月19日及び同年3月15日に窓口で受領した証明書交付手数料のうち、6件分（合計1,800円）を、指定金融機関等に納付することなく、監査において判明するまでの3~4ヶ月の間、現金のまま課内に留め置いていた。
- (2) そのため、同手数料は出納閉鎖期日までに納付されず、令和2年度の歳入として計上されるべきところ、計上されなかった。
- (3) 同手数料を受領した際、その旨を現金出納簿に記帳していなかった。
- (4) 受領した現金が適正に納付されていることを確認する体制が、整えられていなかった。

- (5) その他、現金出納簿の残額欄がゼロと記帳されているものの、実際には現金が課内に存在していた例や、現金出納簿の金額や日付の記帳誤り、記帳漏れなどが散見された。

収納金の払込期日等については江東区会計事務規則第 32 条に、現金出納簿の整理については同規則第 118 条に定められているが、本指摘事項は同規定に抵触する。また、未納付の現金が長期間にわたって課内に留め置かれ、出納閉鎖期日も超えていることが見過ごされていたことについては、チェック体制の不備も指摘せざるを得ない。

現金の取扱いにあたっては、同規則等の関係規定を順守するとともに、所管するすべての事業における現金管理の実態を再点検し、早急に事務執行体制を改められたい。

第 6 監査委員意見

1 重点監査項目について

今年度は、現金取扱事務（現金出納簿の整理等）を重点監査項目として監査を実施した。その結果、法令等に従って概ね適正に処理されていることを確認したが、前述の指摘事項のほか、一部の課においては以下のような不適正な事例が見られた。

(1) 現金出納簿の記帳誤り等

- ① 過誤納金の還付や精算金の受領等を現金で行っているが、現金出納簿を作成していなかった。
- ② 記帳されている金額や日付が、預金通帳に記載されている内容と一致しなかった。
- ③ 累計欄や残額欄についても、記帳されている金額の誤りや記帳漏れがあった。
- ④ 記帳が年度の途中で途絶えており、年度の締め処理がされていなかった。

(2) 現金の取扱いに関わるその他の不適切な事例

- ① タクシー代や謝礼金等の支払いにあたり、他の事業の現金による立替え払いをしていた。
- ② 江東区会計事務規則に定められている上限を超える現金を、年間を通して課内で保管していた。
- ③ 領収書の控に連番が付されていないため、受領した現金が確実に納付されていることが確認できなかった。
- ④ 出先機関とその所管課との間で現金の授受が行われているが、領収

書を発行していないため、受領した現金が確実に納付されていることが確認できなかった。

こうした事例の多くは、現金を取り扱う職員の基本的な知識不足のほか、所属におけるチェック体制の不備にも起因していると考えられる。

収納金については、江東区会計事務規則第 32 条第 1 項において、即日(即日払い込むことができない場合には金融機関の翌営業日)に払い込まなければならない旨が定められ、前渡金にかかる現金出納簿の整理については、同規則第 82 条第 4 項において、資金前渡受者は現金出納簿を備えて出納の都度整理しなければならない旨が定められているほか、このことは、「金銭会計事務の手引き」や「基本事務マニュアル」においても説明されている。

これらのマニュアルが有効に活用されていないことは誠に残念であり、特に前述の指摘事項とした事例は、窓口で受領した現金を現金出納簿に記帳することなく、現金のまま課内に長期間留め置いていたもので、コンプライアンス意識に欠けていると言わざるを得ない。

江東区会計事務規則等、事務の根拠となる規定をあらためて確認するとともに、チェック体制が組織的なものとなっているかを含めて再点検し、かかる不適正管理の根絶に万全を期すよう強く要望する。

2 内部統制に関する事項について

江東区会計事務規則において定められていた自己検査制度に代わる新たなモニタリングの仕組みについては、会計管理室から会計処理チェック表が例示されており、これの定着が進めば会計事務の適正執行に向けた効果が期待できる。今後とも内部統制体制の検討状況を踏まえながら、さらに実効性の高いモニタリング手法について引き続き検討を進められたい。

内部統制体制の整備については、令和元年度行政監査報告書において全庁的な取組として推進する必要がある旨の意見を付したところであるが、本監査において具体的な進展状況が確認できなかったことは残念である。

チェック体制の強化については、これまでも複数回にわたって意見を述べてきたが、本監査においても前述のような不適正な事例が複数の課で見られ、改善が進んでいるとはいえない状況である。

江東区長期計画（令和 2 年度～令和 11 年度）における「開かれた区政運営による透明性の向上」の取組方針として、「内部統制制度の導入に向けた検討を進める」旨が盛り込まれていることも踏まえ、制度導入のために必要な組織の設置も含め、職員の業務負担や費用対効果も考慮しながら、さらに具体的な検討を進められたい。